

評議員及び役員の報酬等

(評議員および役員の報酬)

第 33 条 評議員及び役員の報酬は無報酬とする。

(費用弁償)

第 34 条 評議員及び役員に対し、費用弁償（旅費交通費）を支給得する。

自宅から会場までの距離が 10km 未満の場合は、5,000 円

自宅から会場までの距離が 10km 以上の場合は、6,500 円 支給する。

附則

この細則は、平成 29 年 6 月 20 日から施行する。